

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
泉崎村	細倉地区	令和4年3月28日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	10. 9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6. 2ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3. 9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2. 5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3. 0ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

細倉地区では農業就農人口の高齢化と後継者不足という問題に直面している。地区内の耕作面積10.9haの対象者にアンケートした結果、耕作面積6.2haに当たる56%の回答率であった。その内3.9haが70才以上の農業就農者であり、アンケート回答者の62.9%を占めている。農業就農人口の減少には、農業への参入コスト、収益の不安定性といったものが挙げられる。まず、初期コストとしては、農業用機械や機材の購入費、事業を開始しても肥料や機械のメンテナンス費用、人件費など継続的にコストがかかる。農地を守るためにも担い手が借りやすく、農作業の作業効率を上げるように、農用地は、原則中間管理機構へ貸し出し農地集約化を目指したい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者、基本構想水準到達者が担うことにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、6筆、7,981m²となっている。
また、売買等の意向が確認された農地は、ありませんでした。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、細倉地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備について話し合う。

新規・特産化作物の導入方針

水稻は基幹作物とし、そ菜類の複合経営を行い、特産物品としてハトムギ、トマト、キュウリ、ブロッコリー、大豆、そばの生産に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

当エリアでは、狸やイノシシ等の被害が出ているため、鳥獣害対策の集落点検マップづくりや捕獲体制の構築に取り組む。

災害対策への取組方針

台風からの水害を軽減するため、洪水貯留機能や非常洪水時の氾濫水の貯留機能を含む水田地帯に取り組む。